

日本赤十字看護大学紀要投稿規程

(投稿者の資格)

第1条 投稿者の資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本赤十字看護大学(以下、本学という)教員であること。
- (2) 本学兼任講師であること。
- (3) その他図書館運営委員会紀要部会が適当と認めた者であること。

(倫理)

第2条 原稿は、他の出版物にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。また、研究の倫理にもとるものは採用されない。

(原稿の種類)

第3条 論文の種類は、総説、原著、研究報告、資料、その他であり、著者は原稿にその何れかを明記する。その基準は次のとおりとする。

- (1) 総説
ある特定のテーマに関して1つ又はそれ以上の学問分野における知見を幅広く概観したものであること。
- (2) 原著
獨創性に富み、主張が明確に表明されていて、研究としての意義が認められるものであること。
- (3) 研究報告
研究上の問題提起、興味深い事実や実態・事例に関する論文であること。
- (4) 資料
調査研究などで得られたデータであり、発表の価値が認められるものであること。
- (5) 報告
教育実践報告、研修報告、国際学会、セミナー報告など。

(原稿の記載要領)

第4条 原稿の記載要領は次のとおりとする。

- (1) 原稿は和文もしくは英文とする。表題は日本語及び英語で表記し、250words前後の英文要旨と、400字前後の和文要旨を付けるものとする。
- (2) 原稿はA4版用紙を用い、横書きとする。図表は本文とは別に作成するものとし、原稿は、要旨及び図表を含めて3部作成する。ただし、1部は正本とする。
- (3) 原稿の長さは、原則として要旨及び図表を含めて次のとおりとする。
 - ①和文の場合は1頁40字×30行とし、10枚程度とする。
 - ②英文の場合はダブルスペースとし、25頁以内とする。(英文のwords数は、和文と同等の長さで、紀要のレイアウトを考慮し決定する)
 - ③執筆要領の詳細については別に定める。

(著者校正)

第5条 著者校正は2回までとする。校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

(原稿の著作権)

第6条 本紀要に掲載された論文、抄録の著作権は本学に帰属する。

(原稿の受付および採否)

第7条 原稿の受付および採否は次のとおりとする。

- (1) 最終原稿の受付日をもって、論文の受理日とする。
- (2) 原稿の採否は、査読を経て図書館運営委員会紀要部会が決定する。
- (3) 図書館運営委員会紀要部会は、判定により原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることができる。

(4) 投稿原稿が採用予定数を越えた場合は、受理日の遅いものを次年度の掲載に回すことがある。

附 則

この規程は、昭和61年6月12日から施行する。

附 則

平成8年2月9日一部改正，同日から施行する。

平成10年2月26日一部改正，同日から施行する。

平成12年4月1日一部改正，同日から施行する。

平成12年7月13日一部改正，同日から施行する。

平成17年2月8日一部改正，同日から施行する。

平成22年3月11日一部改正，同日から施行する。

平成24年2月2日一部改正，同日から施行する。

平成24年4月1日一部改正，同日から施行する。